

第15回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年9月27日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1 番 橋 場 和 幸

2 番 嵯 峨 弘 巳

3 番 白 川 英 之

4 番 谷 口 正 明

5 番 白 川 俊 明

6 番 百 々 栄 二

7 番 村 越 敏 春

8 番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第4条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について

日程第 7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 議案第2号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について

日程第 9 議案第3号 浜中町農業委員会委員の辞任について

日程第 10 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第15回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名のところ12名の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

二番草の刈取り作業も終盤を迎える頃かと思えますけれども、委員の皆さまには大変お忙しい中、第15回総会に御出席いただきまして大変ありがとうございます。

今月6日に発生しました胆振東部地震ですが、厚真町や安平町などでは、多くの方々が被害に遭われております。亡くなられた方には、御冥福をお祈りいたしますし、被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興を願いたいと思っております。

その影響によりまして、道内全域で長時間にわたり大停電が発生いたしました。委員の皆さま方も搾乳等で色々と苦勞された方もいらっしゃるのではないかと思います。今後は、このような事態を想定しながら対応を考えていかなければならないと思ひ知らされましたし、まだまだ影響があるかと思いますけれども、1日も早く元に戻ってほしいと願っております。

さて、皆さま方は昨年7月に委員に就任され、早1年3ヶ月が過ぎようとしております。農業経営基盤促進事業による利用権設定等申出については、農政部会の皆さま方にも、どのようにして農地が評価され、地域の方々との利用関係の調整が図られていくのかを経験していただき、次回改選後の活動に役立ててほしいという考えから、今回の総会から提案させていただいております。

この方法については平成24、5年頃まで行っておりましたが、面積の多いところは今までどおり農地部会の対応とし、その他については、農政部会の方も含め実施したいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

さて、今回は報告が1件、付議案件が3件の提案をしておりますので、よろしく御審議をお願いして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦勞さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、4番谷口委員、5番白川俊明委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長 (会務報告あるも省略)

議 長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第 6 報告第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第 4 条第 3 項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、許可権者である北海道知事から許可指令書の交付があった場合には、農業委員会を経由して申請者本人へ送付することとなっております。

本案は、○月○日開催の第○回総会において審議がなされました農地転用許可申請 1 件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号 1 は、茶内西○線○○番地、○○○氏が、農家住宅の建設に伴い北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、○月○日付け釧農務第○○○号指令により許可決定の通知をいただき、○月○日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします
します。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます

事務局長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びそ
の内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、
又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を
設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を
受けなければならない。」とされております。

本案は、贈与による権利の移転1件に伴う許可申請でございますが、整理番
号1は、浜中東〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係
るもので、この土地を同住所の〇〇〇〇氏に贈与による権利の移転を行おうと
するものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては
農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたし
ます。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条
第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを

申し添えいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
6番百々委員、お願いします。

百々委員 贈与を受ける〇〇〇〇さんは、地域の中でも担い手として意欲的な農業経営を行っており、これまでも農地の贈与についても計画的に手続きを進めてきております。今後も、農地の効率的な利用と地域との調和も十分図られることが見込まれますので、特に問題はないと考えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申し出

または農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合には、それらの申し出の内容を勘案して認定農業者または認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案は、売買2件と賃貸借1件による利用権設定の申出でございますが、整理番号1は、厚岸町トライベツ〇〇〇番地、〇〇 〇氏より、所有農地〇筆、面積〇万〇, 〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、整理番号2は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇万〇〇〇㎡について、売買による利用権の設定、整理番号3は、浜中東〇線〇〇番地、〇〇〇氏より、所有農地〇〇筆、面積〇〇万〇, 〇〇〇㎡について、賃貸借による利用権の設定申出でございますが、以上の調整に係る調整委員のご指名について審議をお願いするものでございます。

以上、本案について提案の理由を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
調整委員の選出について、お諮りいたしますが、議長からの指名ということにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議がないようですので、私の方からご指名させていただきます。
整理番号1については、1番橋場委員、10番篠原委員、11番堀金委員、整理番号2については、2番嵯峨委員、3番白川英之委員、12番新井委員、整理番号3については、農地部会の方々をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。
それでは、ただいま指名した方々に調整をお願いいたします。

日程第9 議案第3号浜中町農業委員会委員の辞任についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号浜中町農業委員会委員の辞任について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、〇〇 〇委員から〇月〇〇日をもって退職したい旨の届出があったものでございますが、農業委員会等に関する法律第13条第1項では、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されており、正当な事由があることと、市町村長及び農業委員会の同意があれば辞任は認められることとなります。

〇〇委員の辞任の理由は、一身上の都合によるもので、御本人は今年の初め頃より体調を崩され、長らく病気療養に専念されておりますので、社会通念上の一般的な良識から、辞任はやむを得ないものと判断されますが、もう一方の農業委員会の同意については、御本人を除く総会出席委員の過半数の賛成が必要となってまいります。また、市町村長の同意につきましては、農業委員会での同意が得られましたならば、本総会終了後に農業委員会会長より文書で報告し、町長から同意書をいただく予定となっております。

なお、〇〇委員の辞任に伴い委員数は減となりますが、浜中町農業委員会の委員の選任に関する規則第9条の規定により補充は行われないため、今後は12名での活動となりますことを御了承いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、よろしく御同意くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より説明がありましたとおり、〇〇委員より〇月〇〇日付けで退職願の提出がありました。

〇〇委員におかれましては、平成〇〇年〇月より浜中町農業委員として長きにわたり活躍されてまいりましたが、一身上の都合により〇月〇〇日をもって退職したいという願い出がございました。

これから、〇〇委員の辞任について、御審議をいただきたいと存じます。

まず、本案について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、辞任について同意することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決定いたしました。

続きまして、農業委員の欠員に伴う議席番号の取扱いについて、お諮りしたいと思います。

欠員に伴う議席番号につきましては、前例によりまして、○番をそのまま欠番とすることによろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようですので、議席番号○番を欠番とさせていただきます。

日程第10 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会日程については、10月29日、月曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、10月29日、月曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、10月29日、月曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第15回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時40分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 梅原 順一

浜中町農業委員会 4番 谷口 正明

浜中町農業委員会 5番 白川 俊明

農地法第3条調査書

調査日：平成30年 9月20日

第15回浜中町農業委員会総会
議案第1号 整理番号1 (贈与)

譲渡人	○ ○ ○ ○	譲受人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	百々委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	所有権の取得であるため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。</p>			しない	